

早期事業再生のための上場制度の見直しについて（案）

平成 15 年 4 月 14 日
証券会員制法人 福岡証券取引所

・見直しの趣旨

今般政府において「早期事業再生ガイドライン」（経済産業省）が制定されたが、これによって事業再生の早期化が進み、上場銘柄が魅力ある投資対象として投資者から再評価されることを通じて、証券市場の活性化に資することが期待される。今後、早期の事業再生に取り組む上場会社が増加することが予想されるが、そうした会社が事業再生の手段として再建型の法的整理を行う場合には、株主権の完全な毀損を伴わず、したがって流通物件としての適格性を完全には喪失しないケースが生じることが想定される。そこで、上場会社が行う再建型の法的整理について、投資者保護に欠けることのないと認められる再建計画を有し、かつ市場から一定の評価を受けられるときは、その発行する株券の上場を維持することが可能となるよう上場廃止基準を見直すとともに、再建型の私的整理についても同様の仕組みに改めるなど、早期事業再生慣行の定着に備えるとともに、これを促進するために必要な上場制度の見直しを行う。

・見直しの概要

項 目	内 容	備 考
1. 早期再生のために法的整理を活用する会社の上場維持等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が民事再生若しくは会社更生又は私的整理を必要とするに至った場合であっても、次に掲げる要件に適合し、再建計画の開示日の翌日から1か月間における上場時価総額が5億円以上を維持するときは、上場廃止としない。 <ul style="list-style-type: none"> a. 上場維持を申請するとともに再建計画を開示するものであること b. 100%減資を計画するものでないこと c. 再建計画が認可されることが見込まれる状況にあること（私的整理の場合には再建計画が成立したこと） d. その他、上場廃止の原因となる事項を再建計画に含むなど公益又は投資者保護の観点から上場維持が適当と認められない状況にないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事再生又は会社更生については会社による民事再生手続き又は会社更生手続きの申立てが開示されたときに、私的整理については債務免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済の合意が開示されたときに、「民事再生若しくは会社更生又は私的整理を必要とするに至った」ものとして取り扱う。 ・ 審査対象とする「私的整理」は、財政状態の改善のために、上場会社の負債総額の10%以上に相当する債務免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済を受ける場合をいうものとする。 ・ 再建計画の開示に際しては、b及びcの要件に適合する見込みである旨及びその理由を併せて開示することを要する。

項目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・再建計画の進捗状況については、進捗の都度開示を行うものとする。 ・上場維持に係る審査が終了するまでの間、当該銘柄は猶予期間にあるものとして周知を行う。 ・改正後1年間に行われる私的整理は従前の例（再建型私的整理は上場維持）による。 ・上場維持に係る審査料は50万円とする。
2．会社分割における承継会社のテクニカル上場	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社が人的会社分割を行う場合であって、承継会社に上場契約を承継させようとするを分割契約書又は分割計画書に定めることにより上場廃止となるときは、当該承継会社の株券を簡易な上場審査手続により速やかに上場させることができるものとする。 	<p>従来から、新設合併又は株式移転等による新設会社の株券を対象に、上場廃止基準に定める流動性要件に抵触しない見込みがあるかどうかなど簡易な上場審査手続により速やかに上場することを可能としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継会社が上場会社の主要な営業を承継するものでないと認められる場合には、簡易な上場審査手続によることができないものとする。 ・上場会社は上場契約の当事者でなくなるにより上場廃止となり、上場する承継会社とは改めて上場契約を締結する。 ・承継会社が新規上場する場合の上場審査料は50万円とし、分割による上場手数料は、一株当たりの払込金額に当該分割により新たに発行する株式数を乗じて得た金額に万分の2を乗じて得た額とする。
3．上場前に会社分割を行っている新規上場申請者についての設立後経過年数に係る上場審査基準の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者が、他の会社から分割により営業を承継している場合（新規上場申請者の主要な営業が当該他の会社から承継されるものである場合に限る。）には、当該他の会社における当該営業の活動期間を加算して設立後経過年数を算出することができるものとする。 	<p>従来から、合併又は株式移転等による持株会社化等の場合には、同様の取扱いとしてきた。</p>

項 目	内 容	備 考
4．新規上場時における親会社情報の開示状況に係る審査要件の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請会社が、証取法上の継続開示会社に当たらない親会社等を有する場合であっても、当該親会社等が有価証券報告書に準じた内容の書面を継続して提出、公表することに同意する場合には、上場を認める。 	<p>親会社等が上場会社又は店頭登録会社でない場合には、従来どおり、当該親会社等が新規上場申請者を通じて会社情報の適時開示を行う旨について、併せて同意を要する。</p> <p>「親会社等」は、従来から、法令（財務諸表等規則）上の実質支配・影響力基準に基づく親会社又は資本上位の関連会社としている。</p>
5．その他	その他所要の改正を行う。	

．改正時期（予定）

平成15年4月下旬の施行を目途とする。

以 上